

天皇攷-律令的所有權に關する覺書(一)-

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学法律研究所 公開日: 2011-02-28 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 鍋田, 一 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/9204

天 皇 攷

律令的所有權に關する覺書(一)

鍋 田

一

氏族の社會おけるウヂの組織が次第に發達し、支配從屬關係による氏族の結合が成長するに伴い、支配的な氏族(以下豪族と稱するものはこれを指す)相互の間に對立や抗争が激しくなつた。そのため彼等は共倒れになり易く、またその争いに乘じて從屬者は自己の束縛を絶たんとしたので、豪族たちは横と下からの壓力を抑え、自己の支配力を維持するために、彼等同志の共同の體制をとるに到つた。そしてこの豪族たちの連合はその構成する豪族のうちから推戴された一豪族を立てて統合者となし、豪族たちはそれぞれ領主的な性格を保有しながら統合者により統率される形態をとつた。大和にかかる豪族たちの連合政權が成立したのは三世紀頃と考えられている。この大和に成立した政權は共同連合の力をもつて急速に發展してゆき、四・五世紀頃には全國的な制覇を確立し、韓土經營にまで伸長したのであつた。皇室がかかる連合政權の統合者たる優勢な地位を占めたのは政權の成立と略々同時でめつたと考えられる。しかし統合者たることは、絶對的な權威をもつ支配者たることを意味するものではなく、連合政權を維持するための必

要な長として選ばれたに過ぎなかつたのであるから、選ぶものと選ばれたるものとの間にそれほど大きな差はなかつたと考えられよう。が全國的な支配の擴大と國外への進出に促がされて連合政權の組織の強化が必要になるにしたい、連合政權の上におかれた統合者の權威が次第にたかめられていつたことは充分に考えられるところである。さはいえ當初においては皇室の權威はみづからの支配する土地・人民のみからなるものであり、いまだ大和政權の長であることからはさして出てきてはいないのである。むしろ大和政權の實質的な主導權は統合者よりは下の大臣、大連として連合政權に現われるようになった有勢な能力ある豪族たちの手にあつた。大和政權が全國的な統合をなしとげた時期においてもなお、統合者の權力は微弱なものであつた。中央においては臣、連、伴造らのカバネを有する豪族はそれぞれの私地・私民を領有支配しており、地方においても行政に參割した國造、縣主らは同様に私地、私民の支配權を保有していた。かくの如く統合者の權力はいまだ全國の人民を直接統治するまでには伸長せず、統合者は當然これら臣、連、伴造、國造のような支配的身分層の豪族を通して統治することになるのであつた。極めて多くの豪族が官人として公の政治に携はるとともに、支配者として私の政治を行い、統治の組織は殆んど慣行的な社會秩序によつたが、しかしそのままにおいては國家の秩序は保たれず、連合政權の支配もまた動搖する。したがつて國家はそれらの身分的秩序を固定し、國權によつてそれを維持せんとした。おそらく國家の任する統治の原則はこの點にあつたのであり、定姓（カバネを定める）によつてなされたのである。統合者の統治の對象は連合政權の臣、連、伴造、國造らのカバネをもつ官人、支配的身分層であり、これらの人々の身分職掌の序列を正すことに主たる任務があつたすなわち現在の秩序に従つてその身分職掌に應ずるカバネを與え、またカバネをめぐる訴訟を調停することにより、その關係が維持されるとともに、それを通じて統合者は自己の權威をも同時に維持したのである。カバネの制は統合者の權力の微弱と身分職掌の世襲制を特徴とする當時の社會に必然的な制度であり、大和政權の權力基礎がいまだ充分

ではなく、また統合者の臣、連らに對する同様の基礎が微弱であつたからにほかならない。

しかるに屯倉、田莊の設置が廣汎となり、効果的な國外進出が行われると、大和政權の權力は飛躍的に増大するに到つた。しかしそれは政權内部に主導權をめぐつての豪族たちの抗争を劇化せしめる結果となつた。記紀に現われる平群・大伴・物部・蘇我氏らの遷り變りは、有勢な豪族たちのかかる抗争を反映せるものにほかならない、彼らの抗争が一に主導者の位置の爭奪に止まつたのは、組織維持のためにのみ必要であるに過ぎず、またその位置の爭奪を行えば組織自體の崩壊を招くような統合者の地位に對して切實な意欲をもたなかつたからであらう。連合政權の強固さが要求される時期においては、統合者となることによつては必ずしも主導者たる機能と權威とをもちうるものではなかつたのである。しかし連合政權が國內の廣汎な支配と効果的な國外進出をなしとげるまでに到ると、連合政權はその限界に達して、逆にみずからの衰退の道を開くに到つた。すなわち國外にまで擴大した支配を行うためには連合政權の組織はあまりに脆弱すぎ、しかもそれによつてうる收奪物は國家の共有となることなく、政權上層部の豪族たちの私有となるので、連合政權の構成は必要な範圍においてのみ残すというようになり、著しくその機能を失つてきた。このため單一政權の確立が支配的な上層部にも群小豪族にも要求される。ただ前者においては單一政權を獨占的に利用するために、後者においては機能を失ひ不安定となつた體制に著しく自己保存の脅威を感じたがために、それを阻止する手段として要求されたのであつた。にもかかわらず政權内には依然として有勢な豪族がいくつが存在しており單一政權を志向しての抗争は激化せざるをえなかつた。しかるに一方かかる大和政權内の不統一はおのずから對外關係の惡化を招き、朝鮮内部における反抗は著しくなり、就中新羅は六世紀の半ば大和政權の朝鮮進出の最後の據點である任那を奪うに到つた。以後天智朝に至るまでの一世紀にわたつて朝鮮への再進出が試みられたのであるが、その爲には大和政權の組織が強化されねばならない。しかもシナにおいては六世紀の末強力な隋が立ち、ついで更に

強大な唐が立ち、ここにおいてか大和政権は自己保存のために自己の體制の強化を計らねばならなかつた。連合政権を形成する豪族たちは幾度かの淘汰によつて有勢者は極めて僅かとなり、しかもその有力者は極めて大きなものとなり、他のものは群小豪族になりさがつた。このように連合政権がその意義を失う時、統合者たることは權威と實力とを現わすものとなつてくる。そして政權上層部は極めて寥々たる人物によつて占められてゆき、皇室もはや從來の如き推載されるような安隱さに止まつてゐることはできず、みずから身を守り、體制の變化によつて新たな意義をもつに至つた統合者の地位を確保するために努力しなければならなくなつてきた。争ひの當事者は次第に單純化され、皇室、蘇我氏の連合軍は物部、中臣の連合軍を破つて、ついに大和政權内に残るものは皇室と蘇我氏の兩氏のみとなり、最後の争ひはこの兩氏の間に行われることとなつた。

崇峻五年蘇我馬子は大和政權の統合者である崇峻天皇を弑した。同年即位せる推古天皇は蘇我氏の權勢を抑えるべく厩戸皇子を皇太子となし、馬子と竝んで國政を執らしめる策をとつた。有能にして聲望ある太子は在世中はよく馬子を抑ええたが、それは憲法十七條の制定にみられるような抗争の消極的な緩和にすぎなかつた。されば推古廿九年太子が薨ずるや、馬子は再び權を擅にし、卅三年皇室直轄領である葛城縣の略取を企てた。當時すでに皇室領の蠶食が頻に行われ怪まれざるほどに至つた情勢が馬子のこの態度となつて現われたものであらう。馬子のあとを繼ぎ大臣となつた蝦蟇も、推古天皇が崩ずるや、その意によつて舒明天皇を立て、ついで皇極朝には蝦蟇はもとのごとく大臣となり、その子入鹿は國政を執つた。大伴、物部らが政治の中樞より斥けられてのちは、政治の衝に當るものはひとり蘇我氏のみとなり、その權勢は比類なきものとなつた。書紀皇極紀元年の條に

七月甲寅朔戊寅、群臣相謂りて曰く、村々の祝部の所教の隨に、或は牛馬を殺して、諸社の神を祭う。或は頻りに市を移し、或は河泊に禱る。既に所効無し。蘇我大臣報えて曰く、寺々に於て、大乘經典を轉讀みまつるべし、過

を悔ゆること、佛の所説たまえるが如くして、敬いて雨を祈わむ。庚辰、大寺の南庭に於て、佛菩薩の像と、四天王の像とを嚴いて、衆僧を屈請せて、大雲經等を讀ましむ。辛巳、微雨ふる、壬午、雨を祈うこと能わず、故に經を讀むことを停む。

八月甲申朔、天皇、南淵の河上に幸して、跪きて四方を拜み、天を仰ぎて祈う。即ち雷鳴り、大雨ふる。遂に雨ること五日、天下を溥潤しつ、是に於て天下の百姓、俱に稱萬歲、至德天皇と曰す。

とあり、この記載に佛教的色彩と天皇の權威をたかめるための意圖が露わであるにせよ、蝦蟇の行爲は政治の長が祭祀の長を兼ねんとする動きを現わすものであり、たとえ蘇我氏が祭祀の長としての傳統が淺く、皇室の場合よりも若干の日時を要するとしても、蘇我氏が大和政權の霸者となれば、天皇は蘇我氏のうちよりも生れうるのである。元來蘇我氏が有勢となつた一つの因として優秀な歸化人をその配下に集めたことが考えられるが、佛教の傳來に際してはやくよりその信奉者となつてをり、新しき佛教によつて皇室、中臣氏の維持する神祇道に對抗せんとする意圖があつたのではあるまいか。後年淳仁朝における道鏡の皇位覬さの例とは意味は異なるが、佛教のかかる利用法は注目されてもよいのではないかと考えられる。さて、蝦蟇の專權は祖廟を立てて神宮に對し、また天下の人民を役使して墳墓を作りミササギと呼ばしめ、家において國政を行い、紫冠を入鹿に授け、大臣の位に擬し、またその弟を物部大臣といわしめた。そして聖德太子の子孫たちの勢あるを忌み、それを廢して古人大兄皇子を立てて天皇となさんことを計り、皇極二年十一月ついに上宮家を滅すに到つた。すでに蝦蟇は推古天皇崩ずるや衆望に背いて山背大兄皇子を斥け田村皇子を擁立して舒明天皇となし、聖德太子の遺業を挫折せしめんことを計つたが、ここにその意を遂げたのであつた。かくて蘇我氏はみずからの家をミカドと呼ばせ、またその男子をミコといわしめ、さらに家の外には域柵を設け、また兵庫を立て兵士を置き家を守らしめた。ここに諸氏の統合者とされる皇室の天皇のほかに、あるいはそ

の天皇に代えて、別の統合者——天皇の出現が可能な事態にたち到つたのである。「鞍作り（註入鹿）盡く太宗を滅ぼし、將に日位を傾けんとす。豈天孫を以て鞍作りに代えんや」といひ、「當に嗣位に居るべき天の子なり、臣罪を知らず」という（皇極紀四年六月條）、中大兄皇子と入鹿の言よりもこのことを推すことができよう。皇極四年（六四五）六月中大兄皇子、中臣鎌足らは蝦蟇・入鹿を討ち、大和政權内の最後の争いは先んじて中心人物を倒した皇室の勝利に歸した。新興の蘇我氏は傳統の皇室の謀りごとの巧さの前に敗れ去つた。かくて連合政權はその幕を閉じたのである。

二

蘇我氏を倒して比類なき勢力となつた皇室は、いまや權威の確立と時局の收拾のために單一體制の整備を急がねばならない。皇極四年即位せる孝德天皇は豪族たちを集めて、「帝道唯一」なるがゆえに「君に二つの政無く、臣は朝に貳くこと無き」を盟わしめた。すなわち天皇唯一の政治的支配權のみを認め、豪族たちのそれを否定することを意味する。所謂大化改新と稱せられるものの政治的改革的意味は、さきに觸れたように大和政權内における單一政權確立のための二元的な要求の必然的な結果として、中央集權的な單一體制を成立せしめたところにあるのであつた。單一政權への整備はまず天皇の地位を強化することに現われた。天皇を政治的支配者としての確固たる地位を占めせしめるために、これになんらかの威嚴ある形式を附與することが必要とされて、そこに案出されたものが天皇を絶対化した神格化する「現神」であつた。天皇をもつて現神となす思想は、大化以前においてはたして、いかなる程度に行われたか知る由もないが、書紀には大化改新以前と以後とは截然と區別されてをり、改新以後においてのみ屢々使用される事實は、天皇神格化についての大きな示唆を與えるものであらう。

孝德二年正月に發せられた詔には、かかる天皇の權威の下に中央集權的機構の整備が企てられてをり、またその機

樞の上にのみ天皇の強大な權力を振うことが可能とされている。あらたな體制が皇室を中心とするものであつたことはいうまでもないが、脆弱になつた連合政權に自己の支配力の不安を感じていた群少豪族たちは、皇室に臣従することを通して、このあらたな體制のうちに支配の効果的な保存を計つたのである。同年三月詔に群小豪族たちの「翼を須つ」とあるのはかかる意味の協翼であつた。

しかし中央集權的統一國家の支配者となつた天皇は必ずしも執政の任に當るものではなかつた。大化前代においては大臣・大連が執政の任に當り殆んどその決定權まで擅にしたのであつたが、改新以後は皇族のうちの有能者（主として皇太子）を執政の任に當らしめ、豪族たちをしてそれを輔佐せしめたのである。皇極四年蘇我父子滅されるや、同年即位せる孝德天皇は大臣・大連の制を廢し、中大兄子を立てて皇太子となし、左右大臣ならびに内大臣の制を設けて（この制の設けられた時日については疑問があるが）皇太子を輔佐せしめた。中大兄皇子の立太子は聖德太子の例に倣つたものであろうが、直接の理由としては皇室内の複雑な關係——孝德天皇は皇太子の舅、古人大兄皇子は皇子の兄——により、あるいは改新に際して一舉に天皇親政となすことの容易ならざることを測つたものかもしれない。孝德天皇崩するや皇極天皇が重祚して齊明天皇となり、中大兄皇子は引き続き皇太子の地位に止まつた。その理由はさきに古人大兄皇子の反あり（大化元年）同じ立場に有馬皇子がありしがゆえにであらう。しかしまた皇太子の地位が改新の事業遂行のために便宜的であつたからとも考えられる。新羅征討・任那復興は改新の一つの目標であつたが、齊明六年、唐、新羅の連合軍が百濟を撃ち、百濟はまさに滅びんとして救いをわれに求めてきた。改新によつて蓄えられた實力を現わす秋がきた。翌七年、天皇は筑紫にゆいて征軍のことを督したがまもなく崩じ、ついで天智稱制二年わが國の水軍は唐の水軍と白村江に戦つて敗れ、兵を收めて歸つた。齊明天皇崩するや中大兄皇子は皇太子のままに稱制したが、萬機の聞知と執行とを兼ねる皇太子稱制は、天皇親政への過渡的形態と考えられる。（し

もか時は百濟救援のさ中であり、皇太子の自由な立場が必要とされたのであろう。しかるに百濟救援は失敗に歸し、朝鮮進出の意圖は挫折せしめられた。その責は皇太子の負うところとなり、服屬日淺き豪族たちのうちに、改新の主導者である皇太子に對し反感を惹起したであらうことは疑いない。稱制三年以後の對氏政策は内政の危機を物語るものである。屢々觸れたように大化改新は皇室の側においては政治的意味における氏族制の廢止であり、他方豪族たちの側においては支配力の効果的な保存であつた。したがつて定姓のような前代の重要な統治原理は捨てて顧みられぬ一面、統治組織は依然世襲的であり、ほとんど事實上氏族制の慣行が續けられ不問とされていたのである。そこに豪族たちの皇室に對する反感が惹起された結果、對氏政策によつてそれを緩和せんとする理由があつた。天智朝における對氏政策は部民の復活と廣汎な定姓の施行であつた。すなわち當面の問題を克服するために、ほとんど大化前の氏族制を襲つたのである。しかしそれは大化前代のそれとは性質を異にする。ここには國家權力の滲透があり、單一政權は否定されているものではなかつた。所詮それは程度の問題であつたのであり、むしろ律令的官人機構の否定が改新の皇室の意圖に背くものであつた。中大兄皇子は稱制七年に即位して天智天皇となり、皇弟大海人皇子を立てて皇太子となした。大海人皇子が執政の任に當つたことはあきらかであるが、同時に天皇の寵兒大友皇子も太政大臣(その職掌は詳にしないが)に任ぜられ、大海人皇子と並んで執政の任に當つたのであろう。皇位繼承法の不備に基く皇室内の内紛は(それのみではなく政治的なものもからんでいるのであろうが)ついに壬辰の亂となり、弘文天皇を倒した大海人皇子は即位して天武天皇となつた。しかし對氏政策は天武朝においても依然として行われた。この場合、天智天皇の時復活された部民は四年二月の詔によつて廢止され、また定姓が天智天皇のそれに比して、從來の姓の名を臣、連を除いて全く新たにし、賜姓という形式によつて行つた。そしてまた定姓は天智天皇のそれよりも著しく選擇的であつたのである。大化前代の統治原理である定姓の問題を、天智天皇より受繼ぎ、これを整備したのが天武天皇であ

つた。

天武朝においては天皇執政の機が多くなつた。一つには皇太子に立てて執政を委ねるべき皇子がなかつたことにもよろう。一方推古天皇以來、皇后即位の例があり、皇位繼承に關して皇太子と同格であつたと考えられ、それより轉じたものであろうか皇太子に代つて皇后の執政參加の形態が生れ、天智朝においてその例がみられるが、それはさらに再轉して天武朝においては皇太子（草壁皇子）が執政に參加するという、天皇の執政に竝んで皇太子の執政が行われるに到つた。ついで持統朝においても天皇と皇太子（草壁皇子、草壁皇子没後は武市皇子）との共同的統治が行われた。このように天皇執政は大化改新以後急速に親政の度を増してくるのであるが、そのことは改新の結果、支配權力が皇室に集中的となり、その集中化の表現としての天皇の地位が機構の整備とともにいよいよ明示せられるに到つたからではなからうか。（未完）

〔附〕「天皇」という稱號が用いられたのは何時頃からであるかは、その起源はあきらかではない。推古紀十六年の條には「東天皇敬みて西皇帝に白す……」の語もみえているが、書紀の一例のみにては（法隆寺金堂藥師如來光背の銘文には「天皇」の文字がみえるが、この銘文がはたして推古十五年に刻されたものであるか否かについては否定的な見解が有力である。）解しがたい。しかし、この稱號はシナ文物の輸入熱心であり、また獨立國として隋、唐に對抗しなければならなかつた時代に、もつとも適切な稱號と考えられ、それがひろく行われるに到つて、公式の稱號としてとりあげられたものと考えられる。「天皇」の意義は第一に宗教的性質をもつ超越者であり、それに附隨の意味において君子という理念が伴なつてゐるのである。「現神」の觀念の成立と併せ考えると、「天皇」なる語を用い始めた時期の大約の想像は可能であらうと考えられる。）

參照文獻

石井良助「天皇」

井上光貞「庚午年籍と對氏族策」(「日本古代史の諸問題」所收)

藤間生大「日本古代國家」

坂本太郎「大化改新の研究」

津田左右吉「天皇考」(「日本上代史研究」所收)